

# 神栖市立幼稚園給食費の副食費の免除について

○副食費の免除とは 国による免除と市による免除があり、該当する場合はどちらか一方が適用されますが、国による免除が優先されます。この制度は副食費の免除であり、主食費の負担はありますので、ご注意ください。

- ・ 主食費：ご飯やパンなどの食材料費
- ・ 副食費：主食費以外（おかず・牛乳など）の食材料費

○国による免除 申請は不要です。

対象となる人 次のいずれかの要件を満たす方

- ・ 年収360万円未満相当の世帯であること（多子制限なし）
- ・ 1号認定の場合、その世帯のうち小学校第3学年修了前の子どもから数えて3人目以降の子どもであること

○市による免除 該当となる方は、毎年申請が必要です！

なお、市による免除は第3子以降に対する副食費助成事業であることから、第1子および第2子は対象外となります。

**対象となる人** 次のすべての要件を満たす、3人目以降のお子さん

- ・ 前年の1月1日から引き続き神栖市に居住し、住民基本台帳に記録されていること
- ・ 養育している18歳未満の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者を含む）が3人以上いる世帯に属していること
- ・ 特定教育・保育施設などに支払うべき副食費が存在すること
- ・ 利用者負担額（保育料）などの滞納がない世帯に属していること
- ・ 市税などの滞納がない世帯に属していること

**申請するには**

別紙の「副食費の免除の申出及び個人情報確認同意書」を提出してください。

市が給食費から免除した後の金額を徴収します。

口座振替または納付書でお支払いください。

- ・ 提出先：学務課（市役所5階）

波崎教育事務所（波崎総合支所1階）

在籍する市立幼稚園（うずも・石神・大野原・須田）

- ・ 提出期限：該当となる方は、事務手続き上、給食提供開始月末日までに申請してください。なお、給食提供開始月の翌月以降も申請は受け付けますが、この申請は、申請月分からの適用となり、提供開始月を経過した場合でも遡及はしませんのでご注意ください。